

第 1 1 回
水戸家庭裁判所委員会
平成 2 0 年 5 月 1 5 日

【開会宣言】

鈴木委員が所用により欠席

【委員長代理の指名】

小島委員を委員長代理に指名

【議事の進行】

■委員長

それでは、本日の議事に入ります。

前回委員会の最後に、最近の家事調停について、使いづらいという声が挙がり、利用しやすい家事調停制度に向け、家裁委員会において、検討したらどうだろうというご提言をいただきました。それを受けまして、本日の委員会のテーマとしては、家庭裁判所における調停の典型的な事件の一つである「離婚調停」を題材として、「離婚調停の実際」というテーマにさせていただきました。

本日は、まず初めに、裁判所における実際の調停手続の流れをご理解いただくために、最高裁判所で調停委員の研修用として作成したDVDを、説明を交えながらご覧いただきます。

このDVDですが、実際の調停手続の流れ、あるいは調停委員が実際の場面でどのように当事者と接し、解決の方法を模索するのか、あるいは裁判官、裁判所書記官及び家庭裁判所調査官が、チームワークを保ちながら、どのような方法で当事者に説明や働きかけをするのか、また、合意成立に向けて努力をしていくのか、それらが具体的な事例に即して紹介されているものです。DVDをご覧いただくことによって、家事調停の実際がご理解いただけるものと思います。

DVDをご覧いただいた後に、当事者が利用しやすい調停手続にするためのご意見をいただき、今後の家庭裁判所の運営に役立たせたいと考えておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

【アドバイザーとして家事調停委員（男女）2名の入室】

【家事調停委員研修用DVDの説明・視聴】

■委員長

委員の皆様からご質問やご意見、あるいは疑問点についてお伺いしたいと思います。

○委員

最近、離婚の件数が増えているとのことですが、離婚調停の申立てをする件数を教

えていただきたい。

事務局

離婚調停の申立件数は、平成19年度の統計では、水戸家庭裁判所管内で1,376件です。全国では、平成18年度の数値ですが、56,537件です。

○委員

離婚する方のうち、調停を利用するのは、どれくらいの割合ですか。

事務局

割合については、お答えできるデータを持ち合わせておりません。なお、参考までですが、昨年の水戸家裁管内で終了した婚姻中の夫婦間の調停件数は1,384件であり、そのうち調停が成立した事案は665件です。この中には別居をすとか、少し様子を見ましょうという結論で成立したの也有りますので、すべてが離婚として成立したわけではありせん。離婚について双方が応じなかつたなどの理由により不成立として終了した事件が162件、そのほかに522件が取下げにより終了しています。取り下げた理由が夫婦関係を修復したためなのか、新たに訴訟を起こすためなのか、協議離婚ができたためなのか、その内訳までは分かりません。

○委員

一般的に考えて、このDVDのように順調にいくケースというものは、あまりないのではないかと思うのですが、いかがですか。

● A 調停委員

確かに、このようにDVDどおりにいけば、調停委員は苦勞しません。私が昨年度離婚の調停を担当した件数は38件程度ですが、そのうち成立は29件です。そのほかの件数は、不成立になったり、取り下げたという状況でした。離婚といつても、いろいろなケースがありますから、現実はかなり厳しいものがあると思います。

● B 調停委員

DVDの事例では、うまく離婚に合意したようですが、私の場合には、修復ということを考えて調停を進めていきます。お互いの愛情がないのかどうかを確かめたり、あるいは子供の年齢を考えたりして、何とかならないものかと考えます。どうしても離婚という場合には、養育費の話を十分に行います。その後、「父親はずつと父親なんですよ。」という話もします。子供が小さいときに離婚をし、その子供はお父さんとは一度も会っておらず、中学生になってからお父さんがいることを知らされたという事例があり、その際、私

はとても切なく感じたことがありました。そのため、DVDの事例のようにすんなりと離婚はさせたくないという気持ちもあります。

○委員

そもそも協議離婚で終わらず、もつれてから家庭裁判所に申立てをするわけですから、物分かりがよい人ばかりではなく、少なくとも片方は非常に物分かりが悪い、あるいは両方悪いという組合せのほうが多いと思うのです。特に一番辛いのは、子供をめぐる話で、そのほかのことはお金で済む話でしたら何とか解決できますが、子供の奪い合いとなると、両方とも一歩も引かないで、DVDのケースのようにすんなり決まるということはあまりありません。子供が小さい場合、母親が養育することが多いのですが、そうすると男性側としては、あいつが離婚したいといって離婚をしてやった、子供が欲しいというから子供もやった、おまけに養育費もやるのかとか、そういうふうに文句をつける方が大半ですから、なかなか調停はうまくいきません。

■委員長

その場合、どのような説得をされるのですか。

●A調停委員

やはりある程度時間をかけながら、非監護者である夫の事情をよく聞いてあげることが大事だと思うのです。調停の回数を重ねるごとに、夫も、子供は妻のほうに渡さざるを得ないのかなという気持ちになってくるので、やはり夫の考え方、意見というものをよく聞いてあげることが大事だと思うのです。最近の若い方は、いろいろ離婚に関する書物を読んでいて、子供の親権を男親が得るのは簡単なことではないことをある面では認識をし、調停に来ているという方も、中には見受けられます。

○委員

最近は、調停を利用する方は、インターネットで親権などについて色々と調べてきます。しかし、途中で親権って一体何ですかと聞かれる場合もあるので、調停委員は、その答えをいつも用意しています。特に、地方では跡継ぎという意識があり、この少子化の時代に親権を手放すということは、跡継ぎがいなくなるということなので、親権の指定については頑張ってしまうという方も多いのです。しかし、子供を育てていく中で、どのようなことができるのかと何うと、やはり仕事があつたりして、状況的に無理だなということに最後はおさまることもあります。

○委員

養育費というのは、具体的にどの程度の金額ですか。また、実際に養育費が支払われな

いという話も聞くのですが、そのような状況について教えていただきたい。

- B 調停委員

養育費の話をしつめると、だんだん渋くなります。例えば、払う方から、周りで離婚した人に聞いたところ、2、3万円だったとの話が出ると、もらう方からは、多くもらいたいので、それでは高校、大学に進学させるのにとても足りないと言ひ出します。調停委員としては、収入にちじた養育費に関する資料などを利用し、説明することもあります。

- 委員

裁判所では、履行勧告という制度があり、調査官が接触して養育費の支払いを勧告することができます。最終的には、民事執行を行う可能性もあり、給与とか預金を差し押さえるということで、養育費を確保することもあります。

- 委員

D V Dの事例では妻が申立人で、夫が相手方だと思ひますが、例えば、地方での跡取り問題で、自分の親がどうしても調停に出席したいと言ひ張るなど、調停の席に当事者以外の人が出席することはあり得るのですか。

- B 調停委員

ありません。

- 委員

D V Dでは、調停の回数は3回でしたが、調停に回数制限というのはあるのですか。

- A 調停委員

回数に制限はありませんが、およそ3回ぐらひをめどにしています。どうしても話合ひがつかないような場合には、審判官と評議をします。現状を審判官に報告し、審判官からアドバイスをいただきながら進めていくこともあります。

- 委員

調停では、調停委員の価値観を押しつけることはないとは思ひますが、例えば、夫婦像や家庭像だとか、そういうものに沿って話をされるのですか。それとも当事者同士が納得できる線があれば、それはそれでよいということなのですか。

というのは、一般には、夫が働いてお金を入れるのが当たり前という感じで、妻が育児をする家庭が多いのではと思ひますが、それは一つの価値観だと思ひます。多分、妻が働き、夫が育児をする家庭もあるでしょうし、そういう状況下で、互いの価値観があまりに

も食い違くと、調停される側も、それを受ける側もずれてしまい、合意に達することが難しいという気がするのです。どの線でうまくまとめていくというか、そういう方針のようなものはあるのですか。

- A 調停委員

夫婦というのは、当然価値観の相違というのは出てくるかと思います。そういう中で、夫婦像とか、家族のあり方ということで一般的なことについて、こういう考え方もありますよねということをお話するケースもありますが、絶対に押しつけることはしませんし、また押しつけることはできません。

- 委員

親権のことで伺いたいのですが、調査官の調査の中で、子供の気持ちをどれくらい尊重されるのですか。年齢の違いもあると思いますが、父親か母親か、どちらかに行くかという子供の気持ちです。

事務局

子供の年齢によって確かに違いますが、15歳になれば自分の意思が表明できるものとして、調停や調査の中でも、はっきり子供の気持ちが尊重されます。それでも、調停そのものは父親、母親同士の解決なので、子供の意向だけで判断するわけではありません。やはり子供の立場というものを考慮して最終的には当事者同士が決めるわけです。学校に上がる前の年齢でも子供なりに、父親、母親に対する、あるいは今の生活に対する思いはいろいろあるのです。先ほど出たように、子供の監護状況などを調べることを含めて、やはり子供の意向を踏まえて調査することもあります。

ただ、ストレートに子供の意向を本当の気持ちと捉えるのではなく、そのときの状況とかを踏まえながら、また両親に子供の意向を返していくことが一般的だと思います。いろいろな中で、子供さんの気持ちを当事者に考えてもらうという方向で行っている現状だと思います。

- 委員

男が子育てをすることは以前は考えにくかったが、「クレーマークレマー」という映画を見たときに、男でも苦しみながらも子供は育てられるということを実感した。また、ほかにテレビで、そういう実際の番組があり、私は、親権をどちらにするかというときは、男でも育てられる意識をいつも持って、どちらが育てたら良いかということを考えるよう心がけている。

- 委員長

価値観の相違というのは基本的にいろいろあることは間違いない。裁判官と調停委員との話が違ふことも無論あるわけで、ただ、調停委員には、いつも、最低限、法律に違反する、あるいは今の社会の一般的な常識に反することは行つては困るということをお願いしています。DVDの中に出てきたように、こちらの考えを押しつけるのは、少しどうかなのという感じが調停委員にもあると思われます。非常に抽象的な意見だが、やはり当事者それぞれの考えがあるわけで、それぞれ互いにいい人だと思って結婚したのだから、それを尊重していかなければいけないし、また、今現在それがうまくいかないというのであれば、それもある程度尊重しないといけないという感じは持っています。

○委員

最近、教育現場では、モンスターペアレントという言葉が生まれている。ここ2、3年その言葉が出てきて、実は、ここにもそこにもという例が最近挙がっている状況ではないかと思う。ただ、モンスターという言葉は非常に強くて、攻撃的という印象があり、実際確かにそうなのですが、そういう方に会ってみると、非常にナーバスで傷つきやすく、劣等感が強い方々であることが多い。そういう方々や、あるいは同じようなメンタリティーを持った方が離婚調停の場にもあらわれているのではないだろうか。そうすると、なかなかこれは普通のやり方では、うまくいかないのではないかということ、DVDを見ながら、また、お話を聞きながら、想像を膨らませていたところです。話を聞くことが非常に重要である、あるいは効果があるとすれば、やはりそれは調停という現象の裏にある、そういう傷つきやすさとか、傷ついている心に対するケアというものが、実は、今、重要になっているのではなからうか。そこに意識的に手当をしていく、何かエネルギーをかけていく配慮が必要ではないかという感想を持ちました。

● B 調停委員

私が担当した別居状態の夫婦の事例では、「別居が長く続くとよくないわね。」という話をしたら、「いえ、別居ではありません。単身赴任です。」と言われたことがあります。また、夫の方から、4、5年の別居を経て、その間、生活費を21万円払い続け、とてもやり切れないので離婚をしたいと調停の申立てがあった事例では、妻から「子供がまず第一。子供のためを思えば21万円は安いものだ。」「離婚してもいいけれども21万円は崩せない。」と言われました。「子供が将来の夢を持っているので、引け目を感じずに成長させるためには、21万円がこれからも必要です。」とも言われたことがあります。

● A 調停委員

収入がある妻の側からは、やはり別居状態を希望したりする。しかし、生活費を払う夫のほうは早く離婚をしたいということで、なかなか調停では話し合いがつかずに審判に移行した事例、あるいは訴訟となった事例が何件かあります。

■委員長

モンスターまでいくかは別として、当事者が多少、精神的な不調をお持ちではないかという場合もあるとは思いますが、そのような場合、調停委員として、どのようにしますか。

●B調停委員

最近では、うつ病の方が、自らその病名を告げてくる例が結構あります。そのような場合、調停に調査官に入ってくださいます。また、申立書の内容から見て、初めから調査官が入られ、アドバイスをいただくこともありますので、調停委員も安心していきます。

事務局

最初に申立てがあると、調査官が申立書などを見て、これは様々な問題を抱えている当事者だなと予想できる場合には、調査官もその調停期日に出席します。要求が少し偏っている当事者で、心理的に混乱したり、不安を抱えているのであれば、まず調査官が立会いをし、調停の中で様子を見ながら、また、必要であれば、個別の面接で、心理的調整を図りますし、本当に病的であれば、家庭裁判所に医務室技官として、非常勤の精神科医がいきますので、医師に入ってもらうことを検討し調停を進めます。

○委員

調停では、子供が1、2人で、一方が子供を育て、相手が子供が欲しいという場合が一番対立が厳しくなると感じます。

裁判所から離れてしまうと、妻はもう子供に会わせてくれないのではないかと心配する夫が多いです。心配しなくても大丈夫だということをいかに分からせるかが大事で、その一つのやり方として、例えば、この庁舎には、「児童室」と言って、子供が遊べる部屋があるので、子供が幼ければ、妻に子供を連れてきてもらい、そこで調停の始まる前や終わるころに、30分とか1時間、子供と会わせてもらうことを何回か繰り返し、それなりに父母間の信頼感を醸成させるやり方はよく行われます。

面接交渉だけを妻が認めた事例でも、裁判所は、その後は当事者間で相談して具体的にやってくださいと突き放してしまう。そうすると、面接交渉の際、母親は子供を連れていかれることが心配になる。そこで、月に1回程度、次回どこかで、例えば、水族館で会いましょうということで、2、3時間ぐらい区切って行われる面接交渉の場に、私もついて行くのです。その場には、父親も来て、その両親も来て、そこで母親側の両親が子供を連れてくるのです。私の前で、子供を連れて、いろいろなところを回ります。その後、私がついて回って、かれこれ数か月やっているのですが、そういう形で信頼感を醸成させていくというところでやっているというものがあります。

家庭裁判所で面接交渉を決めても、その後、当事者同士で連絡を取るのが嫌だということ

とで、私が連絡役だけをやるとかということもあります。今お話しした、ついて行くというのは異例なことですが、夫が精神的にまいっていて、困難な状況なので、とりあえず今は月一回の面接交渉を何とかそういうやり方で行っている状況です。

ですから、裁判所でも、調査官をやられた方が作った団体で、面接交渉の付添いとか、あるいは説明をするところがあるらしいのですが、そういうものを積極的にアピールし、それを利用する方が相談できれば大分違うのではないかと思います。

■委員長

今委員がおっしゃっていたのは、F P I C（家庭問題情報センター）という団体かと思えます。これは東京を中心に、各地にランチがあります。有料での利用という形になると思いますが、確かにそういう方法は積極的に考えられると思います。

○委員

先ほども調停の回数のお話が出ていましたが、調停が3回しかできないと思い込まれている方が非常に多いと思います。調停委員がどのように説明されているか分からないのですが、当事者の中には、もう2回目が終わってしまったとか、そういったことを非常に心配されている方がおられるので、裁判所はその点の説明を少し工夫されたほうがいいのかないという感じがいたします。

それから、価値観の押しつけに対する不満や、話を聞いてくれない不満や、これは女性の利用者に多いのですが、女性は家庭に入るものというニュアンスで話をされたとか、自分は外で仕事をしたいのに、理解してもらえないといった不満を持つ方が結構おられます。

また、自分の話を聞いてくれないことの裏返しになりますが、時間の点で、相手方の話は40分聞いたけれども、自分のほうは20分しか聞いてくれないとか、その点の調整は非常に難しいと思いますが、生の声として、そんな声が聞かれます。

あと、これは質問ですが、実際に調停の段階で調査官の調査を入れる事例というのは多いのでしょうか。

調査の結果が出た場合に、それを当事者が、すんなり受け入れているのかどうか気になるところです。ある離婚調停では、親権者をどちらにするかを非常に争っていたわけですが、では、調査官調査を入れましょうかという話になったときに、調停委員の先生から、どういう結果が出てもそれに従ってほしいというような話がありました。こちらに有利な結果なら当然従うのですが、反対の結果が出たときに従うわけにはいかないもので、それなら、もう調停は終わりにして、訴訟で調査官に入ってくださいという話をして、調停自体が終わってしまったことがあります。調停での調査官調査は、どのような運用をされているか、お聞かせ願えればと思います。

● A 調停委員

親権の問題でかなりもめているときには、調査官に関与してもらおうとか、これはお子さんで、もめるだろうという場合には、最初から裁判所のほうで調査官が立ち会うという形をとり、かなり調査官の関与をしてもらっています。

面接交渉でもしかりです。調査官の力を借りて、水戸家庭裁判所に設置されている児童室を活用した例もあります。妻のほうで離婚を先行してやりたい。ところが、夫のほうは離婚は今を考えない。まずは子供に会わせてくれと、双方でもめていた案件では、子供に会える状態をどのようにつくるのかということで、調査官が関与し、児童室を活用したわけです。子供を裁判所に連れてきていただき、親子で会うことができる環境をまずつくってみましょうかと提案したところ、妻のほうも賛成をいただいて、実際に児童室で面接交渉をやった事例があります。

結果的には、このご夫婦は離婚をし、父と子が面接交渉をする形でまとまりました。裁判所としても、積極的に調査官に調停に関与していただくことで、調停の進行上、大変役立っています。

事務局

親権者を決めるための調査官の調査は、子供にとって、これからどのような生活が望ましいかという観点から行うものなので、あくまでも当事者双方がそのような観点を理解し、その調査の結果を尊重し、今後の調停に臨めるという準備段階が前提となると思います。調査の結果に従わなくてはならないということでないのですが、やはりそういう準備段階が必要だと思います。

子供をお互いが引き取りたいと言っている気持ちの中には、場合によっては、父母の感情がまだ整理されていなくて、意地など、いろいろな感情が混じっています。そのような中で、調査官にとっても、子供に会うのは辛い気持ちもあります。子供もいろいろな感情を持っていて、それを調査官が聞きに行くわけですが、やはりそれが父母にとっても、子供にとっても最終的にはプラスになるという、ある程度そういう見通しがあった中で、やらせてもらっているわけです。

調査結果ですが、場合によっては、それが実らなかった事例もあります。ただ、どんなに父母双方の立場を認めても結果というのは、二者択一に聞こえざるを得ないのです。そういう場合のショックなど、いろいろなものから、立て直して前向きに考えてもらうためには、やはり時間がかかる事例があります。

○委員

面接交渉について実態が分からないものですからお聞きします。調停で面接交渉が決まる場合には、月1回ぐらい面接交渉をするようですが、子供が小さいうちは、いざしらず、永続的にやっていくのでしょうか。それとも面接交渉をやりたくないという場合には柔軟に変えていいのでしょうか。実態を教えてください。

■委員長

面接交渉は、子供が小さいうちでないと、ほとんどできないのだろうと思います。離婚調停では、親権者をどちらがとりたいという話になりますね。子供が15, 16歳になっていれば、子供の自由意思が尊重され、面接交渉なんて決めておいても、実際上は子供が嫌だと言えば、もうそれ以上できないということが多いです。子供が小さいうちは、子供を連れていくと、お父さんに会える、お母さんに会えるというのは子供にとっても楽しいことです。ですから、大体うまくいくのだろうと思います。

一番困るのは、それを守らない親がいるということでしょうか。面接交渉をさせる約束を守らないときは、直ちに強制執行はなかなか難しい。もちろん、調査官が電話を差し上げたり、あるいは面接をして、守ってくださいよ、なぜ守らないのですかという説得をすることはあります。また、こういった取決めは、いったん決めたら、未来永劫に守らなければならないというものではなくて、また状況が変化すれば、いつでもそれを変更することができますから、その状況変更となったところで、また申立てをしたり、話し合いをしたりして、条件を変えるという形になっていくのです。現実には、なるべくお互いに良い形にするということを目指しております。

● A 調停委員

私は、調停は3回までしかできないという認識で調停を進めているわけではありません。おおむね3回目程度で、その状況に応じて、今後どういう形で進めていくのかを評議をしていくという形をとり、審判官の意見やアドバイスを頂きながら進めるようにしています。

● B 調停委員

私の場合、最多で調停を12回しました。これは障がいの子を抱えた事例で、話し合いは困難を極めました。が、12回目で成立いたしました。最近では、7回ぐらいして、そして不成立となった事例もあります。

調停委員は早く調停を済ませようとするので、騙されるな、というようなことがインターネット上で書き込まれていましたので、調停の一般的な回数については、利用者にはお話ししないようにしています。

○委員

全く話し合いが平行線の調停が3回程度続くと、おおむね3か月ぐらいの時間がたっているわけです。それでも最初のふりだしと同じ、両方とも一步も動かなければ、その調停はこの先あまり進展が見込まれないのではないかと言うときはあります。3回目の調停でも、本当に両方とも一步も動かない方も結構あり、そういうときは、そういう話になるかもしれません。しかし、3回目の調停で、ここのところをもう少し考えたいので、次にしてく

ださいという場合は、両方とも考慮の余地があって、調停はまだゆらゆらしている状態ですから、「調停は回を重ねることができるので、ゆっくり考えてください。」というふうには進めるようにしています。

○委員

最近、インターネットなどでそういう情報が流れると、一般の方は、3回までしか調停はできないという誤解を持ってしまう。周りの人からもそういうことを言われ、3回しかできないという認識で、調停に臨まれていると思う。裁判所では、当事者はそういう誤解をしているという前提で接していただければと思います。そうすると、誤解は解ける感じがしています。

●B調停委員

そうですね。

○委員

女性が多く働いている職場には、実際に調停にかかわる方がいます。そういういろいろなお話の中で、まず一つは、実際に離婚調停を申し立てるという段階で、すごく不安があるらしいのです。どこにどのように相談してよいかよくわからない。市町村、行政でもいろいろな窓口はありますが、ああ、それは裁判所へ行ってくださいと言われてしまう。裁判所に来ると、申立用紙を渡されますが、そのときに、これから、どのようなことが起きるのかという説明がもう少し欲しいという意見がありました。

また、調停は1か月に一度という決まりがあるようだと、そのスピードにも不満があるという。特に、次回の調停の日にちが決まって、出席したら相手が来ない。その日の調停は流れてしまう。次の調停が1か月後になると、2か月間調停ができなくなります。何かもう少し工夫できないのかという話です。調停では、いろいろお話をよく聞いてくださるのだけれども、最終的にこういう方向でどうですかという意見が出てきたときに、自分としてはそれでは嫌なのだけれども、そこで拒否をすると、不利になるのではないかと感じて、はいと言ってしまったという人もいました。いろいろな情報の中で、有利、不利とか、申し立てられた側が不利になるとか、そういうことを感じながら、調停を利用しているという現状があるのです。

弱い立場の女性をカバーできるシステム、例えば、今日のDVDがもう少し一般向けにできて、離婚を考えたり、調停を考えているときに、それを見て、ああ、こういう流れで、こういうことが起きるのか、現実はどうなっていくのかというのが、調停を起こす前に分かったら、もう少し安心して臨めるのかなと思います。

最後に、調停での不満を言うところがない。例えば、調停終了時のアンケート用紙でもあるといいなという話がありましたので、少し考えていただければと思います。

○委員

私の周りにも、離婚を進めている方、母子家庭になった人はとても多くいます。今、インターネットでもたくさん情報が得られますが、周りにいる離婚経験者に、どうなるのかというのをまず聞くわけです。そうすると、調停は成立したけれども、養育費が2年目ぐらいまでは、毎月振り込まれていたが、次第に間隔が空いて、今は全然払われなくなったという事例を周りから聞いて、二の足を踏む方もあります。申立ての時点で、今日のようなDVDがあったらいいなと思いました。私も、本日DVDを見て、ああ、こういう流れで双方の話を聞いていただけるのだということもすごく分かりましたので、そういったものが一般向けにもあるとよいと思いました。

DVDの中にも出てきましたが、価値観は人それぞれということで、調停委員の中にも、いろいろな方がおられるのではないかと想像しました。実際に周りの委員などを見られていて、何かお感じになっていることがあれば、教えていただきたいと思います。また、新任時の研修というものがあるということでしたが、その後、年数を重ねる中でも、研修制度のようなものがあるかどうかについてもお聞きしたいです。

今日、DVDを見ただけでも、私は、非日常的な空間で心がざわざわしているのですが、そういう場で常に仕事をされていて、おそらく守秘義務があるでしょうから、ご家庭ですとか、お友達に自分のストレスを発散するということはなかなかできないお立場かと思うのです。どのようにしてご自身の精神の健康を保っておられるのか、お伺いしたいです。

■委員長

調停委員の研修制度などはどうなのですか。

事務局

研修制度ですが、家庭裁判所で主催する研修は、大きく分けて、年間4回程度あります。最初に新任時の調停委員研修、それから3、4年ぐらいたって行う調停委員研究会があります。それから家事実務研究会、調停委員ケース研究会があります。これは5、6年以上のベテランになった方に来てもらう研修です。また、調停委員の中で独自に研修会を開いております。通常の自主研修が年4回、それから大きな研修会を2回程度開いていて、それぞれ調停委員同士の検討や、裁判所職員の講義等で、話を聞く能力とか、スキルアップをしてもらっています。

(委員長)

ただし、その研修には全員が必ず参加できるわけではないのです。どうしても人数の関係、場所の関係があり、初任の方には最初の研修は全員受けていただきますが、後になってくると次第に受けられる方と受けられない方が出てきてしまう。それから、調停委員自

身が自主的に行っている研修会でも、必ずしも全員が受けられるわけではないのです。そういったところがあります。なるべく全員ご参加いただけるように、いろいろな機会は設けるということをしています。

- A 調停委員

申立人が有利、相手方が不利だとか、あるいは価値観の押しつけになるのではないかなどのご指摘があったわけですが、私も、初回調停はものすごく緊張します。初回調停に来られた方は、初めて裁判所にみられる方がほとんどです。裁判所というのはどういうところだろうか、何か難しいところで、言いたいことも言えないかもしれないといった気持ちの方が結構多くいらっしゃいますから、まず、当事者の心を和らげることが大事だと思っています。

冒頭に調停制度について話します。つまり、大切なことは、当事者同士の話し合いで、決めていくものですよということ、こちらからこうなさい、ああしなさいということとは言うことはできないのだ、これは裁判とは違うのだからということです。また、調停は白黒をつける場ではないので、ぜひ自分の思ったことをきちんと話をしてくださいと話します。調停委員は、できる限り双方の話を聞いて、双方が合意できるよう仲立ちをしていく、またアドバイスができればということで進めていきます。

調停では、申立人と相手方というものはありますが、申し立てたから有利というのは一切ありません。これは公平に中立な立場で、対応しますから、安心して調停を利用してくださいと冒頭に申し上げています。

あわせて、時間の配分についてですが、最初から同席での調停は無理ですから、最初は交互に聞きます。双方から聞くに当たっては、ある程度の時間が必要ですから、30分か40分の時間を頂戴します。話を聞く中で、多少時間のずれがあるかもしれませんが、そのときにはご勘弁願いたい。最初にそのようなことをお話し、調停を始めていきます。

- B 調停委員

一番良い見本は、私の家族ということで、私の夫とか子供とのいろいろな問題が起きたときに、それでは、調停委員としてどうするかと、一歩引いてみたときに、私は、ああ、ごめんなさいと謝ることが多いと思うのです。

研修ですが、私たちは、私たち調停委員が当事者になったりして迫力ある演技があったり、泣いたりというようなロールプレイをしたことがあります。学ぶ場は多くあったほうがいいと思っています。

私たちも普通の人間ですので、とにかく調停から学ぶということが大変に多くて、学んで、この年でも育っていているというところがあります。

調停しながら、感謝をしているところもあります。

(委員長)

ところで、本日は、「離婚調停の実際」というテーマで進めてまいりましたが、委員の方々には、貴重なご意見、有益なご提言をいただき、誠にありがとうございました。

そろそろ時間がまいりましたので、本日の議事は終了させていただきたいと思います。

なお、本日の委員会の中で話題となりました事項についてですが、まず、離婚手続を利用しようとする方が視聴できるDVDの製作については、予算の制約などもあり、非常に実現が難しい問題であります。代替するものなども含めて検討してみたいと思います。次に、調停手続を利用された方に対して、調停や裁判における満足度がわかるようなアンケートの実施についても、実施することができるかどうか、検討してみたいと思います。最後に、調停手続を3回で終わらせなくてはならないという誤解については、何か誤解を生じさせている原因があるのか、そのような誤解を生じさせない対策はどのようなものがあるのかなどについても、検討してみたいと思います。これらについては、いずれも裁判所の方で検討し、次の委員会での結果をご報告できるようにしたいと考えております。

次回のテーマについて、ご意見がないようですので、今回は少年事件に関するテーマを取り上げることで、いかがでしょうか。家庭裁判所では、犯罪を起こした少年に対して更生に向けたさまざまな取組を行っています。少年に対する教育的な働きかけ、これを「保護的措置」と申します。また、保護者にその責任を自覚させ、少年を適切に指導してもらうためには、保護者への助言指導も行っています。これを「保護者に対する措置」と申します。このような再犯を防ぐためのさまざまな取組を次回ご紹介させていただき、ご意見を頂ければと思うのですが、いかがでしょうか。

特段のご意見がないようですので、今回は少年事件をテーマとし、開催通知にてご案内させていただくことといたします。これをもちまして、閉会とさせていただきます。

次回開催日を11月20日と指定

(別紙)

第 11 回水戸家庭裁判所委員会出席者名簿

1 委員(五十音順 敬称略)

(1) 学識経験者

石渡産婦人科病院副院長	石 渡 千恵子
茨城少年友の会理事	内 田 久美子
不動産業	勝 田 達 也
茨城大学教育学部准教授	正 保 春 彦
水戸家庭裁判所家事調停委員	鈴 木 通 子(欠席)
NPO法人ピスターリさとみ会理事	長 山 隆 一
株式会社茨城放送常務取締役	橋 本 利 雄
保護司	八木岡 努
社会福祉法人北友会理事	
兼特別養護老人ホーム渡里すずらん苑施設長	矢野倉 栄
NPO法人ままとーん代表理事	鷲 田 美 加

(2) 弁護士

茨城県弁護士会所属弁護士	五 來 則 男
同	田 原 緑

(3) 検察官

水戸地方検察庁検事	久 保 浩
-----------	-------

(4) 裁判官

水戸家庭裁判所判事	小 島 法 夫
水戸家庭裁判所長	佃 浩 一

2 事務局

水戸家庭裁判所事務局長	野 上 康 雄
同 事務局次長	山 田 千 秋
同 首席家庭裁判所調査官	森 芳 男
同 次席家庭裁判所調査官	渋 谷 真理子
同 次席家庭裁判所調査官	宇 梶 俊 雄
同 首席書記官	疋 田 秀 雄
同 事務局総務課長	西 川 裕 巳